



「日本はいま、事業承継の大嵐の中にある」



コアコンサルティング
代表 中小企業診断士
土田 正憲

事業承継とは、現経営者から後継者に経営のバトンを渡すことである。個人事業主と法人を問わずに必ず訪れるものであり、現経営者と後継者が一緒に取り組むべき重要な経営課題である。さらに事業承継は、成長に向けた経営革新に取り組む絶好の機会でもある。

ところで、事業承継にはいくつか特徴がある。それは、まず、まわりからは言い出しにくいことである。役員や社員から「社長、そろそろ引退したほうがいいんじゃないですか？」なんて言えるものでない。取引している金融機関などからももちろん言い出しにくい。そして2つ目の特徴としては、その対策が先送りされやすいということである。この理由はさまざまあるが、①いつ起こるかわからない、②「何とかなるだろう」と思っている、③大切さを認識していても目先の仕事を優先してしまう、④どうしたらよいのかわからない、誰に聞けばよいのかわからない、というようなことがあげられる。

会社の未来を背負う後継者のために今できることはなにか？自分が元気なうちにやっておくべきことはなにか？経営者の賞味期限はいつ切れるのか？事業承継対策に早すぎるということはない。

相続セミナー ～複数の専門家による相続対策～

テーマ・講師：「遺言書の作成効果」小林 智子（司法書士）
「相続税対策」藤井 章雄（税理士・行政書士）
「相続でのトラブル事例」星野 徹（弁護士）
「遺族年金等」高野 洋子（特定社会保険労務士）

日時：7月26日（火）15時30分～17時00分

会場：パートナーズP L A Z A 参加者：6名



相続や遺言書について様々な観点から学ぶことができ、たいへん勉強になりました。特に、生命保険を利用する節税対策が印象に残りました。相続税の非課税枠を増やすことができ、また保険金受取人を指定することで、誰にどれだけのお金が渡るのかあらかじめ決めておくことが可能なので、とても有用な対策と感じました。（小宮）



今月のワンポイント通信

「ワンポイント通信」はメールやFAXにて配信しております。
お申し込みはこちらまで。→担当：諏佐 0258-36-2685



ホーム
ページも
見てね！



今月のワンポイント通信は、「相続の方法は3種類」です。

相続財産で思い浮かべるものは、土地・建物等の不動産、現預金、株券等があると思いますが、負の財産も相続されることを忘れてはなりません。もし、多額の借金があったら……。そんな時のために相続の方法が選択できるようになっています。ただし、相続放棄の場合は被相続人が亡くなられてから3ヶ月以内に家庭裁判所に手続きが必要、といったように要件や手続きに注意が必要です。



ワンポイント通信

FMラジオにて放送中！



FM UONUMA

放送日

- ・FMながおか 毎週水曜 8時05分～、17時52分～
- ・FMゆきぐに 毎週水曜 8時12分～
- ・燕三条エフエム (ラジオは〜と) 毎週水曜 8時05分～
- ・エフエム魚沼 毎週水曜 8時20分～

- | | | |
|-------|------------------------------|-----------|
| 8月10日 | 「相続の方法は3種類」 | 出演：堀井 八重子 |
| 8月17日 | 「P's P (パートナーズプロジェクト) のコーナー」 | 出演：大野 豊 |
| 8月24日 | 「長岡南スマートICの1日の利用量は？」 | 出演：樋口 秀美 |
| 8月31日 | 「自筆証書遺言と公正証書遺言の違い」 | 出演：砂山 雅人 |
| 9月 7日 | 「イキイキ職場づくり」 | 出演：大崎 華子 |

※「P's P (パートナーズプロジェクト) のコーナー」は、各専門家によるフリートークです



(写真：FM放送収録風景 大野)

新潟大学MOT全課程終了！



主 催：新潟大学大学院 技術経営研究所
講 師：高野 裕（中小企業診断士・税理士）
日 時：4月13日（水）～7月27日（水） 全8限
参加者：聴講生15名 場所：新潟大学
テーマ：企業会計



（写真：講義の様子）



（写真：講師 高野 裕）

今回の講義にアシスタントとして同行しましたが、熱情的でかつ分かりやすい講義に圧倒されました。それに刺激された学生の皆さんも最終試験では非常に熱意のこもった意見発表でこれにも圧倒！私自身もこの講義を通じて良い刺激を受けることができましたので、今後の業務等に活かしたいと思います。（藤澤峻）



柏崎支店の北越YEN倶楽部様から、法人税の節税ポイントというテーマでお声かけ頂きました。参加者が若手経営者の方々のため、税金計算の構造を確認して、各ステップ別の節税ポイントを大枠で確認させて頂きましたが、皆様大変勉強熱心な方々で「役に立った」というお声と「もっと難しい論点が聞きたかった」というお声も頂きました。

法人税は企業に利益があると発生する税金ですが、皆様優良企業でこのテーマをご要望頂き大変羨ましい悩みだと感じました。

ちなみにYENとは、ヤング・エグゼクティブ・ネットワークという意味だそうです。（野澤）

ホクギンセミナー

主 催：北越銀行柏崎支店 北越YEN倶楽部
講 師：野澤和也（税理士）
日 時：7月12日（火）17時～18時
場 所：北越銀行柏崎支店
参加者：20名
テーマ：法人税の節税ポイント



（写真：講師 野澤）



開催予告

スペシャル講演会



<講師>

株式会社システムスクエア 代表取締役 山田 清貴氏



テーマ：「独創性を大切に」～異物検査機メーカーへのあゆみ～

会 場：ホテルニューオータニ長岡

日 時：10月14日（金）



㈱システムスクエアは長岡市に本社を置く、食品の金属検出機、X線検査機などの異物検査機メーカーです。システムスクエアという社名は、人と装置の集まる広場をつくりたいという気持ちを込めて名付けられたそうです。

顧客価値創造を追求し、独創性とシンプルで使い易くバランスのとれたデザイン性のある製品は、グッドデザイン賞など多数の賞を受賞し注目を集めています。今後100年経営を目指す山田社長は、平成元年35歳の時に創業され、現在従業員150名、日本全国に限らず世界にも営業所をもつ企業を築いてくれました。創業当初は苦労や失敗の連続だったそうですが、講演会ではそんな山田社長の成功秘話に期待されます。

ホワイエがフリーペーパーの表紙に！

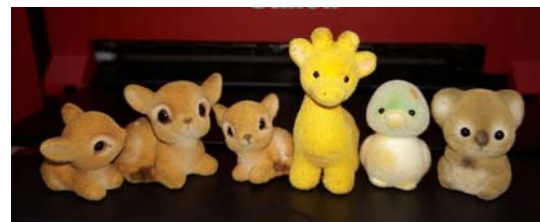
弊社ホワイエ（PLAZA内ロビー）の様子が、新潟日報が発行するフリーペーパー「assh」長岡版の表紙として取り上げられました。「assh」は毎月2回、県内三大都市圏49.5万世帯に配布されているOLやミセスのための生活情報紙です。

現在受付に置いてあります。また、新潟日報HPにも掲載されていますので、ぜひご覧ください！



なんても 我が家に お宝探偵団 眠る宝物

第33回 中野 麻美



我が家ではなく、私の宝ものです。

もとは私の母のも物でしたが、私が幼い頃にこの動物のおきもの？を見て、とてもかわいかったので、ずっと欲しいとおねだりして来ました。それでもずっともらうことは出来なかったのですが、3年くらい前に「あるもの」と一緒にもらうことができました。「あるもの」はここでは言えませんが（お金ではありません）、その「あるもの」が寂しくないように一緒に箱の中に入れていたそうです。20年近く経ってようやくもらうことができたこの動物のおきものは、一緒にもらった「あるもの」が寂しくないように私も箱の中に入れて、今でも大事にしまっています。

バッジ贈呈



4月入社の税理士法人、藤澤峻祐さんと小宮姿名子さんにPPバッジが贈呈されました。PPの仲間入りですね！

税理士法人上半期ポイント表彰

税理士法人では質の向上や自己成長のためにポイント制を設け、半年毎に表彰をしています。



<チームの部>
チーム長谷川



<個人の部>
第1位 目黒さん
第2位 稲田さん・磯部さん

今月のゴーヤ

（PLAZA入口脇）

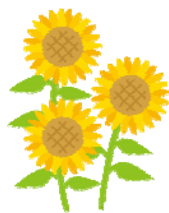


大きく育ちました！
毎日収穫されています。

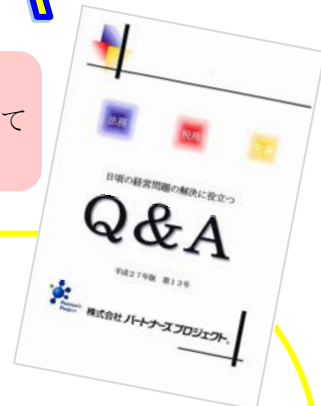
ツルも伸びて、グリーンカーテンらしくなってきました！



お悩み解決Q&A



毎月ホームページへ掲載中！
また、パートナーズP L A Z A内にQ & Aの冊子を設置しております。ぜひご活用ください。



～相続編～

香典は相続財産となるか



Q 父が亡くなった際に香典を頂いたので、葬儀費用にあてたいと思っています。しかし兄弟から香典は父が頂いたので、相続財産として遺産分割するのではないかと言われました。香典は相続財産として、相続人で分けなければいけませんか？ちなみに葬儀では私が喪主を務めました。



香典も確かに収入と言えますね。
そうすると、やはり**相続財産に含むべきなのだろうか・・・？**

答えはN oです。

香典は一般的には喪主に贈与されたものと考えられておりますので、相続財産とはみなされません。よって、遺産分割の対象とする必要はありません。



それはよかった！
でも、「贈与」ということは**贈与税がかかるのではないですか？**

社会通念上相当と認められる香典については、**贈与税はかかりません**。つまり、常識的な範囲内であれば贈与税の心配はありません。



税金も気にすることなく、喪主である私が香典を頂き、葬儀費用に充ててよいですね。安心しました。

“常識的な範囲内”というのがポイントですね。
名目だけ香典として、多額の金銭を受領することは、税務署のチェックが入る可能性がありますよ。



地元、長岡・新潟の豆知識

米百俵クイズ



Q 日本一の生産量を誇る「新潟米」。県内だけでなく、全国へ出荷されています。さて、本年(平成28年)4月に新しい品種が新潟県の「奨励品種※」に指定されました。この新品種の名前は？
※「奨励品種」とは、県において普及すべき優良な品種を県知事が指定するものです。

答えは → パートナースプロジェクトHPでどうぞ！

お知らせ

NCT
エヌ・シー・ティ

※長岡ケーブルテレビの11chにて放送中

「n a g a o k a 発！企業のチカラ」

放送日 8月11日(木) 18時00分～ 8月13日(土) 22時30分～
8月19日(金) 8時30分～ 8月21日(日) 23時30分～
8月24日(水) 11時30分～ 8月30日(火) 22時30分～ 他



今回は、横中ぐりプライス盤をはじめとする工作機械メーカーとして、国内はもとより世界の製造現場を支えているモノづくり企業・倉敷機械株式会社様のチカラについて吉田純一社長さんと吉川保明常務さんにお話を伺いました。



長岡新聞

毎月一回(第3火曜日)

長岡新聞にて、藤井英雄税理士の記事「虫の眼鳥の眼」が好評連載中です。

第42回目の内容は、「ブナ林とヤドリギ」。県内では十日町の美人林が代表的なブナ林。ヤドリギはそのブナの木に寄生する別の植物のことです。人間の世界でも一方的に頼るのではなくお互いに助け合える様に日々成長していきたいですね。

次回は8月23日(火)、9月20日(火)に掲載予定です。お楽しみに。

ホクギンMonthly



(株)ホクギン経済研究所様より発行されている、ホクギンマンズリー「くらしと経営の相談室」というコーナーに星野徹弁護士・藤井英雄税理士によるQ&A形式の記事が掲載されています。

7月号掲載は＜法律編＞「町内会に入らないとゴミを回収してもらえない?」、＜税務編＞「修繕費と資本的支出」です。
是非ご一読ください。

今月のひとこと

夏と言ったら長岡花火。今年も見ろぞ！と出かける前に枝豆をゆでていた時に、2年前の長岡花火で隣の席に座った方を思い出しました。
山形からいらっしゃったご夫婦とおばあちゃん、ご主人が十数年前に長岡に勤務したことがあり、おばあちゃんに一度長岡花火を見て欲しいとやってくるのでした。大きな花火が上がる度に「よっしゃー」と叫ぶご主人、長岡の花火は最高だねととても喜んでられました。途中で山形のだだちゃ豆を分けてもらったりして、いつもより楽しい花火となりました。
また今年もみんなが笑顔になったことでしょう！(樋口)